

徳島県企業局訓令第3号

局 中 一 般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

徳島県企業局長職務代理者

徳島県企業局副局长 中 川 雅 人

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号を次のように改める。

十五 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に関する次のこと。

- 1 第七十一条第一項の規定による同意の取得
- 2 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- 3 第八十二条第一項及び第二項の規定による開示請求に対する決定等
- 4 第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示の実施
- 5 第九十三条第一項及び第二項の規定による訂正請求に対する決定等
- 6 第一百一条第一項及び第二項の規定による利用停止請求に対する決定等
- 7 第一百四十四条第一項（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提案の審査
- 8 第一百五十五条（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結

約の締結

別表第二第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

十六 個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第三条第一項の規定による登録

別表第二の二十三号を次のように改める。

- 十三 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第七十一条第一項の規定による同意の取得
 - 2 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成
 - 3 第八十二条第一項及び第二項の規定による開示請求に対する決定等
 - 4 第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示の実施
 - 5 第九十三条第一項及び第二項の規定による訂正請求に対する決定等
 - 6 第一百一条第一項及び第二項の規定による利用停止請求に対する決定等
 - 7 第一百四十四条第一項（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提案の審査
- 8 第一百五十五条（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結

約の締結

別表第二の二十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 個人情報保護に関する法律施行条例第三条第一項の規定による登録

別表第三経営企画戦略課長の専決事項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。

- 1 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の公表
- 2 第百十一条の規定による提案の募集

附 則

この訓令は、令和五年五月一日から施行する。